

る団体交渉目的は消滅したので、救済利益も消滅する旨主張するので検討すると、団体交渉事項②及び③については、初審命令交付後の24年3月16日の和解の成立により既に解決済みであると認められ、現時点では救済の必要性は失われたといわざるを得ない。しかしながら、団体交渉事項①のうち、組合員Aの職場に関する点については、和解の成立をもって、団体交渉拒否についての救済の必要性が失われたということとはできない。

本件の事情を考慮すると、組合員Aの退職後、長期間を経過し、既に事業場自体が存在しない職場のアスベスト曝

露の実態を調査し組合に明らかにすることについて、団体交渉拒否の不作為義務及び文書手交を命じる必要性はないが、会社の団体交渉拒否に正当な理由がないことを明らかにし、将来の正常な集团的労使関係秩序の確保を期するために、会社の対応が不当労働行為であったことを確認する旨の命令を発することとする。

【参考】初審救済申立日 平成20年9月12日(神奈川県労委平成20年(不)第23号)／初審命令交付日 平成21年7月30日／再審査申立日 平成21年8月7日



横付けされた舳(はしけ:小型の平底の船)を経由して岸壁に積み下ろされ、その後、倉庫に運び込まれて(「倉入れ」、倉庫内に規則正しく積み上げられた(「はい付け」)。

本船から倉庫までの一連の荷役作業のうち、本船から舳に移すまでの作業を「船内作業」といい、舳から岸壁に下ろして倉庫に運び込み、または倉庫から運び出す作業を「沿岸作業」。また、各作業に付随して、作業場所の準備、片付け、清掃や破れた石綿袋の繕いを行う作業があり、「船内関連作業」や「沿岸関連作業」と呼ばれていた。

1970年代後半から徐々に、石綿袋はコンテナに積載されるようになり、コンテナ専用船からコンテナごと岸壁に陸揚げされ、これに伴って、船内作業は減った。それでも、岸壁に下ろされたコンテナから石綿袋を取り出し(「バン出し」、パレットに積み上げる作業や、パレットに積んだ石綿袋を倉庫に運び込む作業は、沿岸作業として続けられた。

◆石綿袋の運搬方法

船内作業においては、「モッコ」と呼ばれる麻ひもで編んだ四角い網を使って石綿袋を舳に移す。船倉内に広げたモッコの上に石綿袋を積み上げ、モッコの四隅のひもをクレーンのフックにかけて、石綿袋をモッコで包むようにして吊り上げて舳に移す(「舳取り」。船倉内の石綿袋をモッコの上にのせるときには、手鉤(てかぎ)を使って石綿袋を

16人の被害者・遺族が調停申立 兵庫●神戸港におけるアスベスト被害

日本ではアスベストのほとんどを輸入に頼ってきた。石綿の輸入量は1960年台初めに10万トンを超え、1970年に30万トンに達し、1974年に35万2000トンの最高を記録した。日本の石綿輸入量がピークであった1970年台は、全輸入量の約3分の1が神戸港に荷揚げされていた。そのため、船内や水際で荷役作業に従事した労働者だけでなく、倉庫作業や検数作業に従事した労働者へと被害が広がっており、ひょうご労働安全衛生セン

ターが把握している数字では、神戸港で68名の方が労災認定を受け、その他にも日雇いとして港湾で働いた方18名が労災認定されている。認定者の人数からも、神戸港は全国一アスベスト被害が発生している港といえる。

◆港湾における石綿取扱作業

海外から輸入される石綿は、ドンゴロス(麻袋)やPP袋(ポリプロピレン製の紐を編んだ袋)に詰められている(神戸港に入港した本船の石綿袋は、本船に



放り投げるようにして積み上げる。また、クレーンで吊り上げた石綿袋を舐に下ろすときには「まくり返し」という乱雑な方法が用いられた。まくり返しとは、石綿袋の入ったモッコの四隅のひものうち1つだけ残して外し、クレーンでモッコを引き上げることにより、モッコに入った石綿袋を舐に落とす方法である。

沿岸作業においては、石綿袋を舐から岸壁に陸揚げする際に、上記と同じようにモッコを使ったほか、いくつかの石綿袋をまとめてロープで縛ってクレーンで吊り上げる「スレギ掛け」や、鉤爪の付いたロープに石綿袋を引っかけて運搬する「チャンチャラ掛け」という方法も用いられた。

岸壁から倉庫に石綿袋を運び込む際には、ベルトコンベア、パイラー（荷揚機）、フォークリフトといった機械を使うほか、肩に担いで運び込むこともあった。

船内作業、沿岸作業を問わず、港湾労働者のほとんどは、大小一対の手鉤を携えて作業を行っていた。石綿袋を動かすときには、手鉤が必ずといっていいほど使用された。手鉤を石綿袋に引っかけて持ち上げたりする。

◆乱雑な取り扱いによる粉じん

在来船の船倉内にある石綿袋をモッコに載せる際には、手鉤を使って放り投げたりするため、編み目の粗い石綿袋から、石綿粉じんが発生した。また、石綿袋は、使い古しの再利用されたものや麻ひもの細いものが多くあり、これらは手鉤を使用すると簡単に破れてしまうことがあった。そのような石綿袋の破れから、石綿が漏れ出し、石綿粉じんを発生させた。さらに、石綿袋から漏れ出た石綿は、本船の船倉や舐の船底の床に堆積し、作業員らが歩くたびに粉じんが発生し、飛散した。

クレーンで吊り上げたモッコを舐に移動させた後の「まくり返し」により、石綿袋が雪崩のように舐に転がり落ちる。その際には、石綿袋が折れ曲がったり裂けたりして中の石綿が飛び出すこともあった。これらの作業では、大量の石綿粉じんが発生した。また、空になったモッコを船倉に戻すときには、モッコの網に付着した石綿粉じんが船倉内にばらばらと降り注ぐようにして落ちてきた。

このような乱雑な作業や手鉤

の使用によって、大量の石綿粉じんが発生・飛散した。また、破れた石綿袋からは、石綿袋を動かす度に中の石綿が漏れ出して粉じんとなり、多くの港湾労働者が曝露することとなった。

◆全国で初の調停申立

神戸港で働き石綿関連疾患として労災認定を受けた方の中には企業補償を求める声もあり、港湾における全国初の石綿損害賠償訴訟となった三井倉庫事件は、地裁・高裁判決で会社の安全配慮義務違反が認められた。この事件は、会社側が最高裁へ上告したため、現在も争いが続いている。

こうした中で、港湾における石綿被災者救済制度としての補助金制度が、2012年春に設立された。この制度は、業界団体である一般社団法人日本港運協会（以下、日港協という）の会員企業が、港湾運送事業において石綿粉じん作業に従事し労災認定を受けた者またはその遺族に対して金銭的支出（災害補償）をした場合、日港協が当該会員企業に対してその金銭的支出の一定割合を補助する制度。日港協が補助をするに当たっては、会員企業が積み立てた港湾石綿基金を活用することとなっている。

この制度においては、会員企業が日港協から補助を受けることのできる要件として、以下のとおり定めてある。

- ① 日港協の会員であること
- ② 健康被害者等からの請求

に応じて金銭的な支払を行ったこと

③ 健康被害者等に対する支払額が(1)弁護士又は弁護士法人が関与した示談、(2)公的機関による和解・調停・あっせん、(3)裁判所の確定判決のいずれかにより書面でもって決められたこと

しかし、制度は設けられたものの、未だ全国的に活用実績がない。その原因は、この制度について周知が進んでいないことがあげられると考えられる。そこで、この制度に則り企業からの補償を受けるため、神戸港で働き石綿関連疾患を発症し労災認定された被害者と遺族16名が、12月13日に神戸簡易裁判所に調停を申し立てた。

申し立てたのは、日雇いとして働いた6名の被害者と2名の遺族、常用雇用として働いた2名の被害者と6名の遺族。相手方は、被災者を雇用し、神戸港においてアスベストを取り扱う作業に従事させた会社24社。被害者8名と8遺族の請求金額は総額で約3億9,200万円である。

◆雪のように降り注ぐ石綿

今回の調停申立は、アスベスト訴訟関西弁護団の位田先生、和田先生、村川先生、吉田先生にご協力いただくことになった。神戸簡易裁判所への申立後、近くの婦人会館に場所において、記者会見を行った。

申立人団長の沼口幸男さんは、「港湾で働き、石綿による病気で亡くなった人が多くいる。申

立人の中には、今日も病院で治療を続けている仲間もいる。企業の責任は免れない。一日も早い解決を」と訴えた。また、「オールナイトで作業を行うこともあり、石綿が雪のように降り注ぐ中で仕事をしたこともある」と当時の状況を話された。

全国港湾労働組合連合会によると、2005年～2011年の間に石綿を原因として労災認定された港湾労働者は全国で116名、それ以外にも検数作業や倉庫

作業等による労災認定者を含めると140名を超えると推定されている。また、統計数字に現れていない石綿肺による認定者数を加えると、被害者数はさらに増えると言われている。

この間、当センターは、全港湾労働組合と連携し港湾労働者からの相談に対応してきたが、今後も引き続き相談対応を行うとともに、補償の実現・充実にむけ支援を行っていく。

(ひょうご労働安全衛生センター)

作業服曝露で妻が石綿肺がん 兵庫●クボタとクボニ運送に損賠訴訟提訴

クボタ旧神崎工場の下請運送会社クボニ運送の元労働者早瀬哲夫さんの妻キミエさんが肺がんで死亡したのは、哲夫さんが職場から持ち帰った作業服を洗濯するなどして石綿に曝露したのが原因だとして、哲夫さんから遺族3人がクボタとクボニ運送に対して3,300万円の損害賠償を求めた裁判の第1回口頭弁論が、2012年11月15日、神戸地裁尼崎支部(富川照雄裁判長)であった。被告側は全面的に争う姿勢を示した。

哲夫さんは1972年3月頃から1982年4月頃までクボニ運送でクボタで製造された石綿管などの石綿製品の運搬、出荷作業に従事した。

石綿管は旧神崎工場の敷地

内の屋外に積まれていたが、トラックに積み込む際や積み卸しの際には石綿管をごろごろ転がしたり、抱きかかえるようにして運んでいたので作業服には石綿粉じんがたくさん付着していた。

この間、毎日、石綿粉じんの付着した作業着を自宅に持ち帰り、キミエさんは作業着のホコリを手でぼんぼん払って、洗濯していた。

キミエさんは2004年2月頃に肺がんを発症し、同年7月29日に亡くなった。

キミエさんの肺組織からは多数の石綿が検出され、2009年8月に石綿健康被害救済法の救済給付の認定を受けた。キミエさんは仕事の上で石綿を吸引することはまったくなかったので、